

愛知県環境審議会条例

平成六年七月八日
条例第二十六号改正 平成一二年 三月二八日条例第二号 平成一三年 三月二七日条例第一九号
平成一八年 七月 七日条例第四九号

愛知県環境審議会条例をここに公布する。

愛知県環境審議会条例

(趣旨等)

第一条 この条例は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第二項及び水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二十一条第二項の規定に基づき、愛知県環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

2 審議会は、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第一項の審議会その他の合議制の機関とする。

一部改正〔平成一三年条例一九号〕

(組織)

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 県議会の議員

三 関係行政機関の職員

3 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成一三年条例一九号・一八年四九号〕

(会長)

第三条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員)

第五条 審議会に、水質汚濁防止法第二十一条第一項の事務を委員とともに行わせるため、特別委員七人以内を置く。

2 特別委員は、国の関係地方行政機関の長又はその指名する職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、第一項の事務について会議を開き、議決をする場合には、前条第三項及び第四項の規定（第八条第六項において準用する場合を含む。）の適用については、委員とみなす。

一部改正〔平成一二年条例二号・一三年一九号〕

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員三十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、審議会に出席して意見を述べるることができる。

- 4 学識経験のある者のうちから任命された専門委員の任期は、二年とする。
- 5 前項の専門委員は、再任されることができる。

(専門調査員)

第七条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員二十人以内を置くことができる。

- 2 専門調査員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

追加〔平成一三年条例一九号〕

(専門部会)

第八条 審議会に、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員、特別委員及び専門委員をもって構成する。
- 3 専門部会に、部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 第三条第三項及び第四条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同項及び同条第一項から第三項までの規定中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

一部改正〔平成一三年条例一九号〕

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

一部改正〔平成一三年条例一九号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成六年八月一日から施行する。
(愛知県公害対策審議会条例の廃止)
- 2 愛知県公害対策審議会条例（昭和四十五年愛知県条例第五十号）は、廃止する。
(愛知県公害防止条例の一部改正)
- 3 愛知県公害防止条例（昭和四十六年愛知県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
第八条第三項中「愛知県公害対策審議会」を「愛知県環境審議会」に改める。

附 則（平成十二年三月二十八日条例第二号抄）

(施行規日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則（平成十三年三月二十七日条例第十九号）
- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 第三条の規定による改正後の愛知県環境審議会条例第二条第一項の規定により学識経験のある者のうちから新たに任命される委員の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、平成十四年七月三十一日までとする。

附 則（平成十八年七月七日条例第四十九号）

この条例は、平成十八年八月一日から施行する。